

糖価調整制度の持続的な運営を図るための取組について

令和7年9月

農林水産省

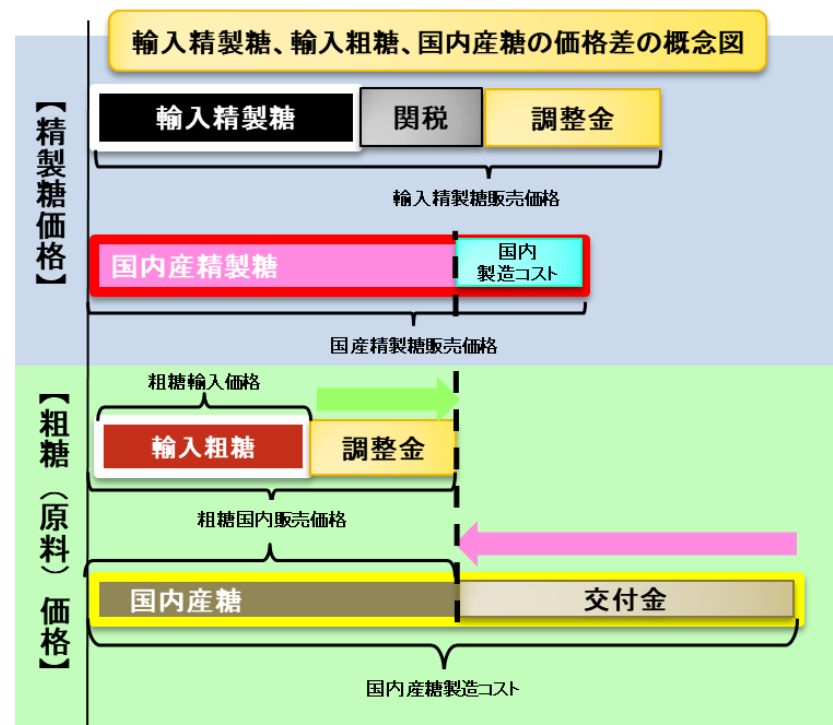
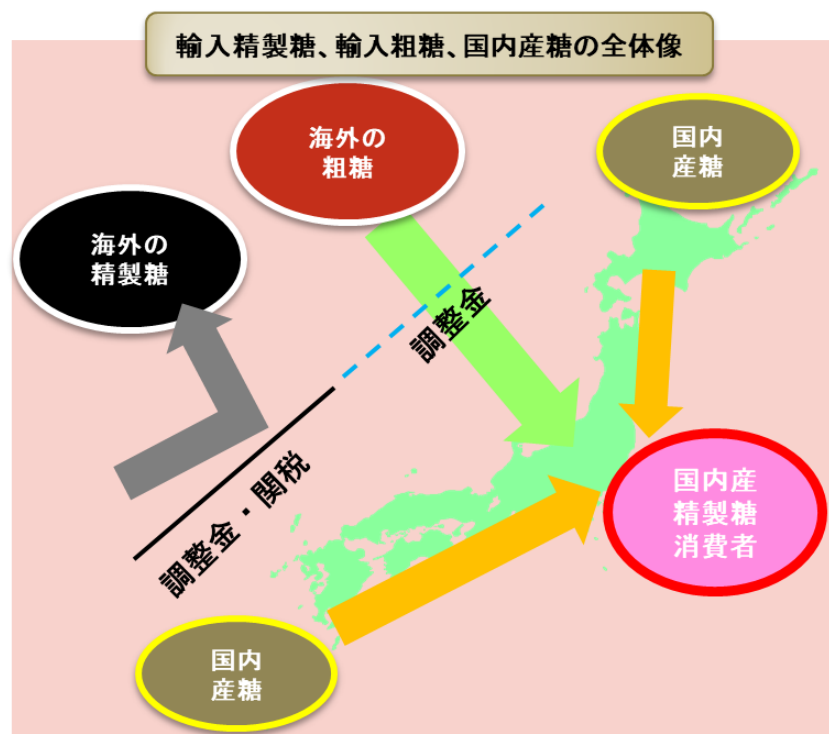
1 制度の全体像【砂糖の場合】

○ 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。

○ 具体的には、

- ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
- ② (独)農畜産業振興機構(ALIC)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引上げ。
- ③ ALICは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引下げ。
- ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

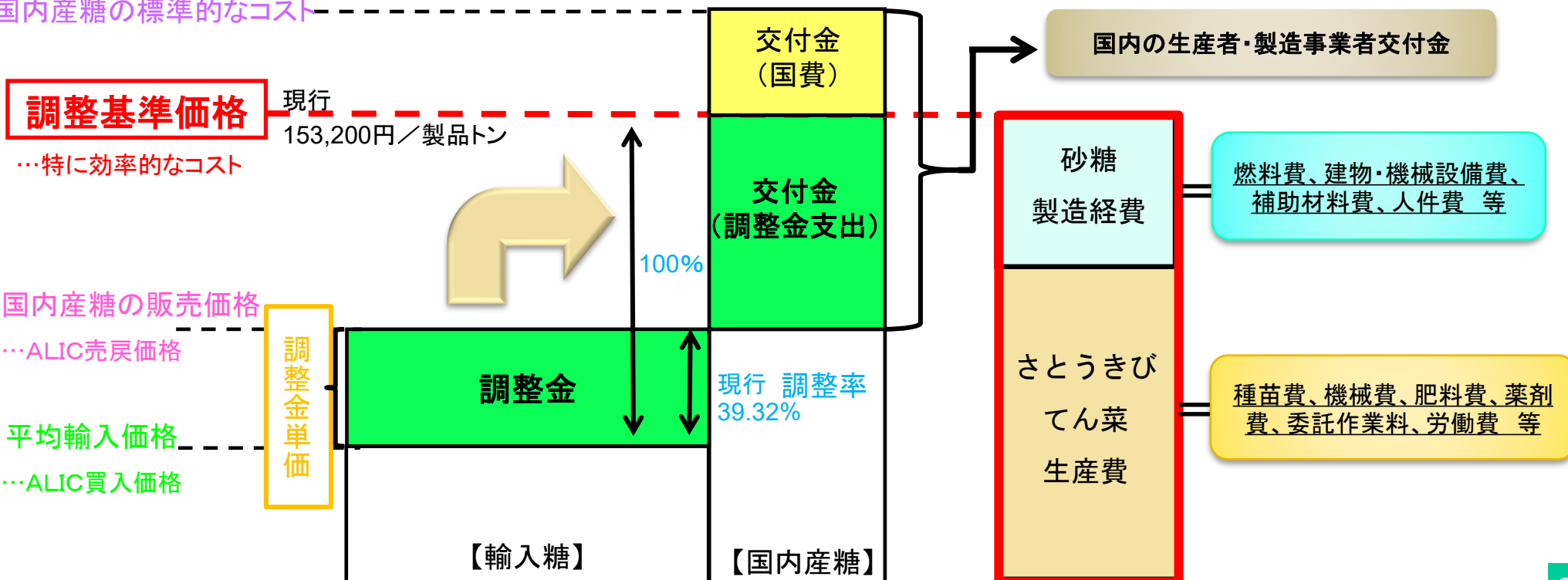
※ でん粉についても同様に、関税割当制度により無税で輸入されるコーンスターチ用とうもろこしや糖化・化工用の輸入でん粉からでん粉調整金を徴収し、国産でん粉生産者等への交付金の財源としている他、これらを原料として製造される異性化糖から異性化糖調整金を徴収し、国内産糖生産者等への交付金の財源に組入。



2 調整金の徴収

- 輸入糖から徴収される調整金については、**調整基準価格**と**平均輸入価格**の差に**調整率**を乗じて**単価**を決定。
- **調整基準価格**は、砂糖の内外価格差調整の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にはじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、**特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト**、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- **平均輸入価格**は、4半期ごとに、ニューヨーク取引所の平均価格等を基準として決定。また、**調整率**は、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、**標準的な国内産糖の製造コスト**と**国内産糖の販売価格**の差額が交付金として交付されているが、この場合、
 - ① **特に効率的なコスト（調整基準価格）**と**販売価格**の差額分は調整金で、
 - ② **標準的なコスト**と**特に効率的なコスト**の差額分は国費で賄う仕組み。

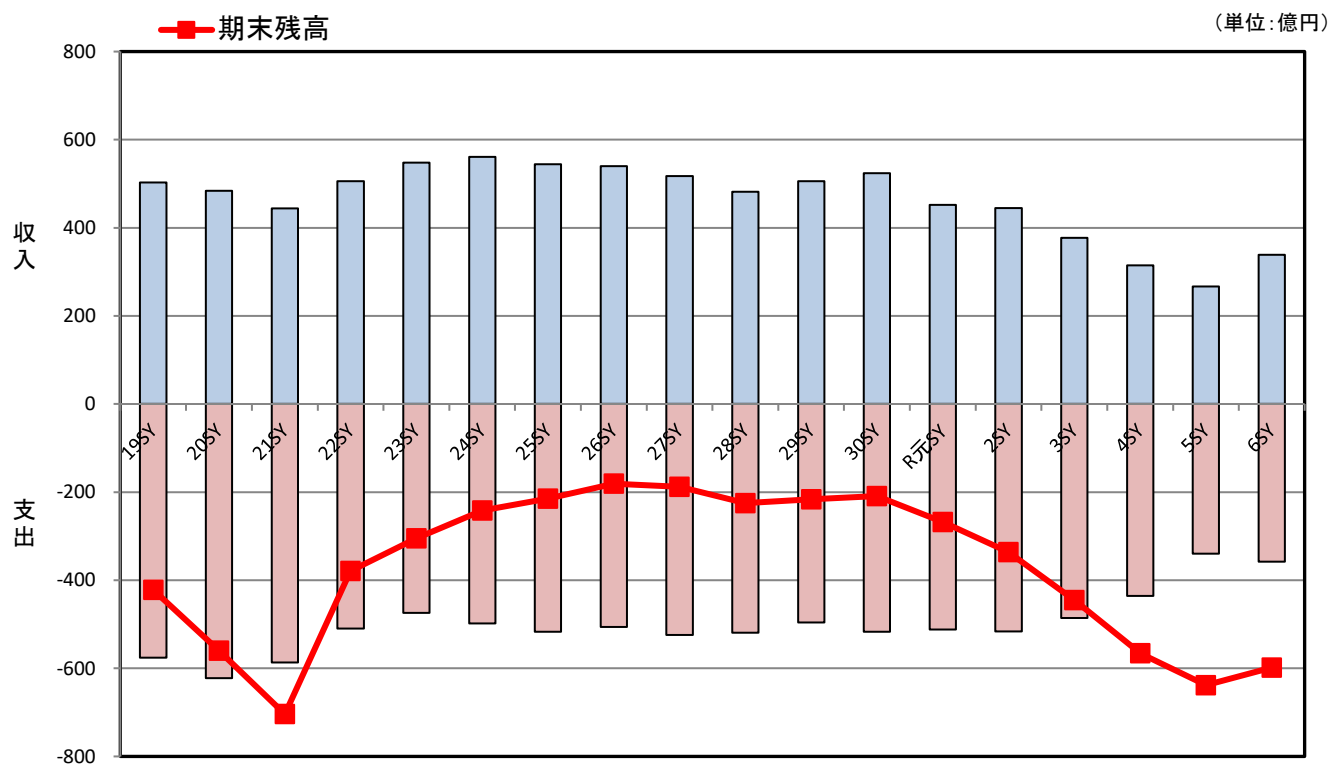
国内産糖の標準的なコスト



3 ALIC砂糖勘定の状況

- 糖価調整制度の砂糖勘定については、令和元砂糖年度以降、調整金収支が急激に悪化。
- 国際糖価の高騰や円安の影響等により、令和6砂糖年度における単年度収支は▲19億円の赤字見込み。なお、令和6砂糖年度の累積赤字（期末残高）は、令和6年度補正予算において措置した「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金」により、▲598億円となる見込み。

○ 砂糖の調整金収支の推移



注1) 砂糖年度 (SY) とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。

注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。

注3) 単年度収支には、糖価調整緊急対策交付金 (H22SY) 及び糖価調整制度安定運営緊急対策交付金 (R6SY) の充当分を含まない。

注4) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

砂糖年度 (SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 378
23	74	▲ 304
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4	▲ 121	▲ 566
5	▲ 72	▲ 638
6(見込み)	▲ 19	▲ 598

資料：地域作物課調べ

4 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について

- 砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、てん菜生産を支える糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大。
- このような状況が続けば、持続的なてん菜生産が困難となるおそれがあるため、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜から加工用ばれいしょや豆類など需要のある作物への転換、てん菜糖業の過剰在庫の解消に向けた需要拡大等の取組を推進。
- このような中、令和6砂糖年度におけるてん菜の作付面積は、指標面積を下回る48,847ha。なお、生育期間中の気温が総じて平年より高く推移したことにより、単収は平年を大きく上回る一方、各地で褐斑病の発生が確認されるなど、糖度の低下が見られた。
- 令和7年産のてん菜の作付面積は前年より約1,000ha減少し、48,000ha程度となる見込み(令和7年7月時点)。

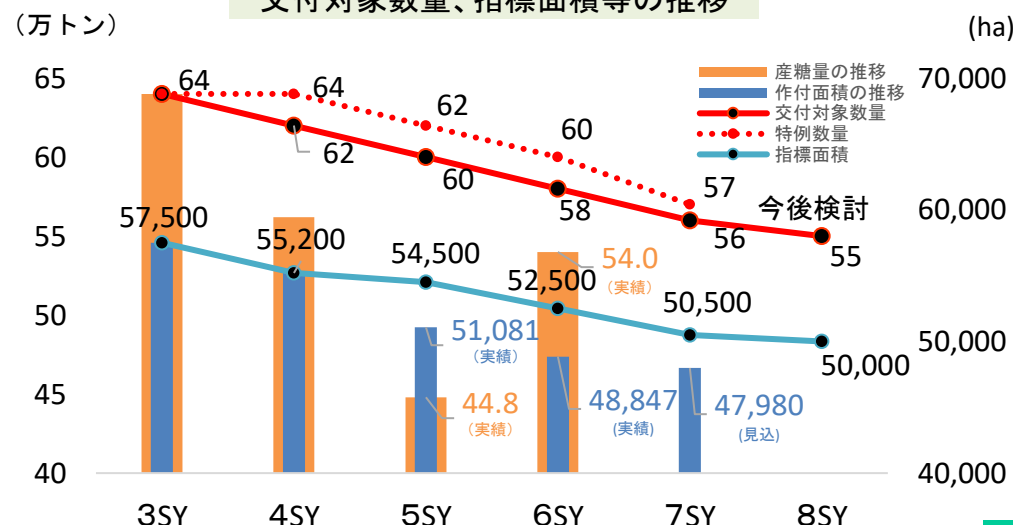
持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について(令和4年12月決定)

- 令和8砂糖年度**における交付対象数量は、**55万トン**(産糖量ベース)とし、令和5砂糖年度から令和7砂糖年度までについては、**別紙の交付対象数量**とする。
ただし、令和7砂糖年度までにおいて、てん菜の**作付面積が、指標面積**(当該砂糖年度の交付対象数量を生産するために必要となる標準的なてん菜の作付面積として定める別紙の指標面積をいう。)を**下回る場合**には、当該砂糖年度の交付対象数量は**特例数量**とする。なお、**令和8砂糖年度における特例数量については、今後検討**する。
- てん菜糖の過剰在庫については、てん菜生産にとって車の両輪であるてん菜糖業の経営に著しく支障をきたしていることから、持続的なてん菜生産を図るためにも、**輸入加糖調製品からの置換えの促進**など、てん菜糖の需要拡大対策を講ずるものとする。
また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。
- てん菜から転換する**加工用ばれいしょや豆類**を始めとした需要のある作物については、生産者が意欲を持って転換に取り組めるよう、**必要な支援を講ずる**ものとする。
また、産地において、指標面積に応じたてん菜の作付の促進が図られるよう、てん菜の生産コストの削減等に必要な支援を講ずるものとする。
- 糖価調整制度の持続的な運営**を図るため、**毎年度**、調整金収支の状況や砂糖需給の動向をはじめ、てん菜の生産状況、てん菜糖業の経営状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会**甘味資源部会**において、令和8砂糖年度までの**交付対象数量及び指標面積について検証を行う**ものとする。また、当該検証結果を踏まえ、必要と認める場合には、関係者との協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

	R5SY	R6SY	R7SY	R8SY
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量 (作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	今後検討

交付対象数量、指標面積等の推移



資料：作付面積、産糖量は北海道調べ。※R7年産作付面積(見込)はビート糖業協会調べ(R7.7時点)。

5 てん菜糖の交付対象数量及び指標面積についての検証

「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」

- 砂糖の消費量が減少する中で、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、糖価調整制度の砂糖勘定の収支についても累積赤字が増大しており、このような状況が続けば、持続的なてん菜の生産等が困難になるおそれがあることを踏まえ、「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」を決定。

検証内容

糖価調整制度の持続的な運営を図るため、毎年度、

- 調整金収支の状況
- 砂糖需給の動向
- てん菜の生産状況
- てん菜糖業の経営状況

等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会において、令和8砂糖年度までの交付対象数量及び指標面積について検証

現在の状況

【調整金収支の状況】

- ・ 歴史的な国際糖価の高騰や円安の影響等により、砂糖勘定の収支は引き続き不良。
〔※ R6SYの単年度収支▲19億円、累積赤字▲598億円（見込み）〕

【砂糖需給の動向】

- ・ 砂糖の消費量については、人流の増加に伴う経済活動の回復等により、緩やかに回復したが、コロナ前のH30SYと比較すると大きく減少している状況。

〔※H30SY：183.5万t R元SY：172.1万t R2SY：171.0万t R3SY：174.6万t R4SY：174.8万t
R5SY：174.2万t R6SY：175.6万t（見込み）〕

【てん菜の生産状況】

- ・ R7年産のてん菜作付面積は、R6年産に比べ▲約1,000haの48,000ha程度となり、R7年産の指標面積50,500haを下回る見込み。

【てん菜糖業の経営状況】

- ・ てん菜糖業の経営を圧迫していたてん菜糖の在庫量はR6SY期末には適正な水準まで減少。

〔※ R6SYのてん菜糖の期末在庫量見込み8.9万t（適正在庫量8.5万t）〕

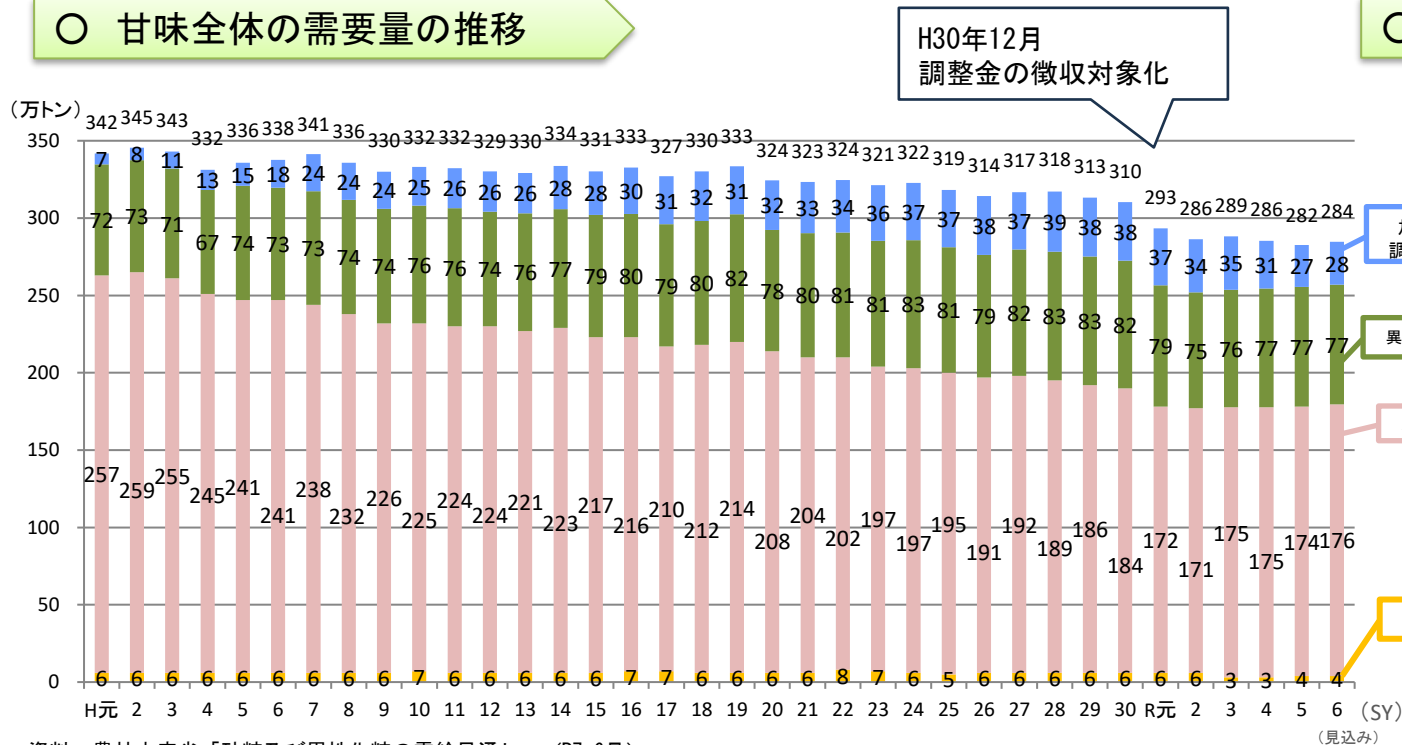
今後の交付対象数量及び指標面積について

- R7年産のてん菜の作付面積については指標面積を下回る見込みであり、てん菜糖業も在庫量の適正水準となっている。
- しかしながら、砂糖の消費量はコロナ前と比較し大きく減少している状況にあるとともに、持続的なてん菜生産等を支える糖価調整制度の砂糖勘定の収支も累積赤字が増大している。
- このため、引き続き、令和4年12月に決定した「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」に沿って、関係者の協力を得ながら、各取組事項に取り組んでいくことが必要。

6 加糖調製品からの調整金の徴収

- 加糖調製品は、砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、輸入量が大幅に増加し、砂糖からの代替が進行。
- このような中、CPTPPの発効(平成30年12月30日)に合わせて、加糖調製品を調整金の徴収対象に位置付け。これを財源として、輸入原料糖の調整金を軽減すること等を通じて、国内における砂糖の価格を引き下げ、砂糖の競争力強化を図っているところ。
- なお、調整金の徴収を開始した平成30砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で加糖調製品の需要量も減少する一方で、この輸入価格の上昇と加糖調製品の暫定税率引下げによる調整金単価の拡大により、加糖調製品からの調整金収入は増加。
- 引き続き、加糖調製品の輸入状況等を踏まえつつ、CPTPPのステージング等にあわせて暫定税率の引下げを検討。

○ 甘味全体の需要量の推移



○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

（単位：億円）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
ココア調製品	4	6	9	11	13	17
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16
豆調製品	14	14	13	14	15	15
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10
その他調製品	40	38	43	54	60	58
合計	62	65	76	94	102	106

資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」（R7.6月）

注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。注2：その他は含蜜糖、工業用等。

注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

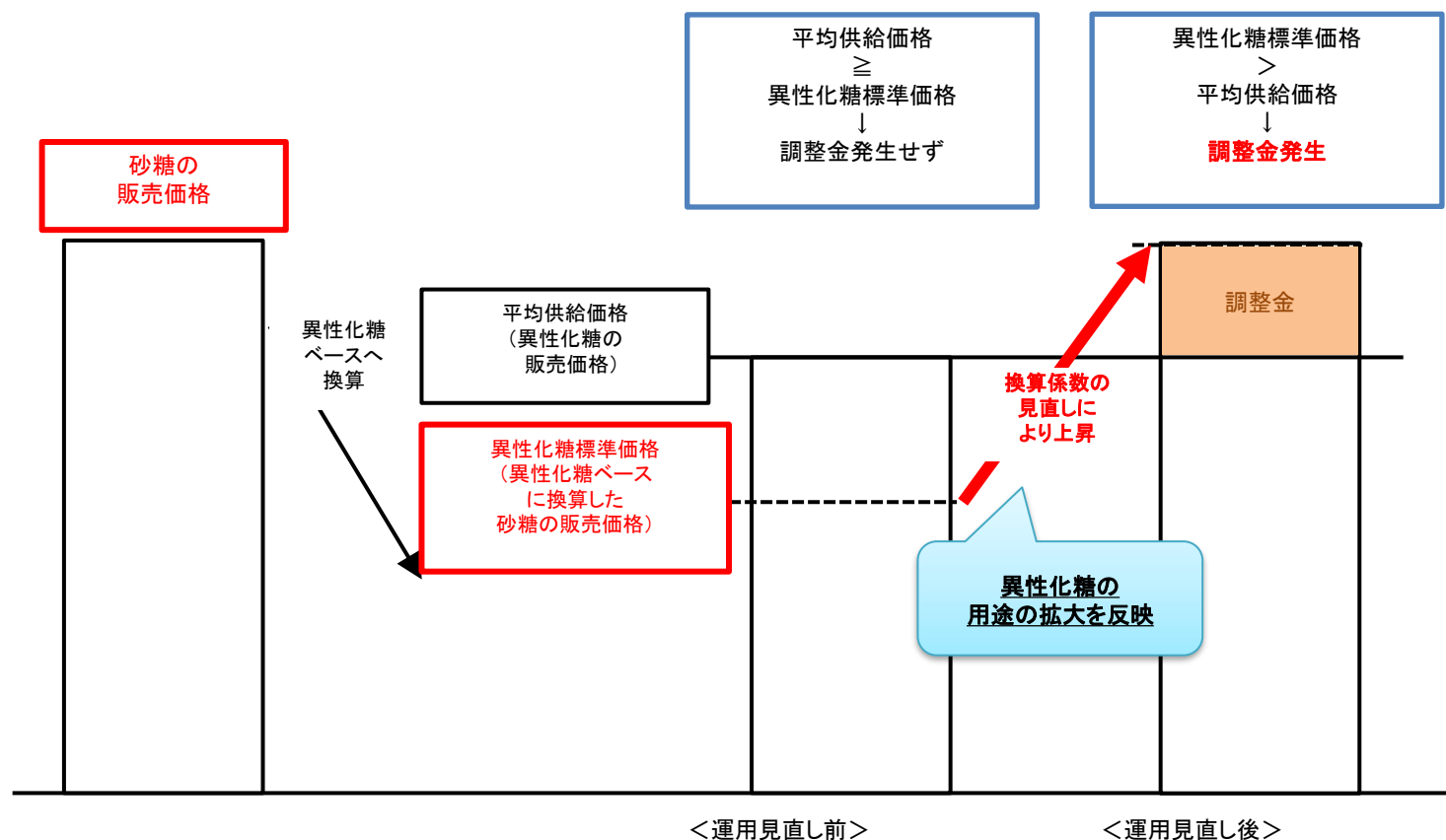
資料：農林水産省地域作物課作成

注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

7 異性化糖の調整金に係る運用見直し

- 異性化糖の需要は、砂糖も含めた甘味全体の需要が減少傾向で推移する中で、やや増加から横ばいで推移。他方で、調整金は平成23年以降発生していなかったところ。
- このような中、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえ、令和6年4月から異性化糖の換算係数について見直しを実施。
- その結果、13年ぶりに調整金が発生しているところであり、引き続き適切に算定。

○ 異性化糖調整金発生イメージ



8 砂糖勘定の収支改善に向けた取組

- 国内の甘味資源作物生産の状況や砂糖をめぐる国内外の情勢を踏まえれば、今後とも、国民の食生活に欠かすことのできない砂糖の安定供給を確保していくためには、国内の甘味資源作物生産や国内産糖製造事業者を支える糖価調整制度を堅持する必要。
- 近年の砂糖勘定の収支が大きく悪化した要因も踏まえつつ、制度関係者による収支改善に向けた取組を進めることにより、糖価調整制度の持続的な運営を目指す必要。

累積赤字の拡大要因

- 長期的な砂糖消費量の減少
- 堅調な国内産糖の生産
- 新型コロナウイルスの影響による砂糖消費量の急減
- 歴史的な国際糖価の高騰・円安による調整金単価の減少

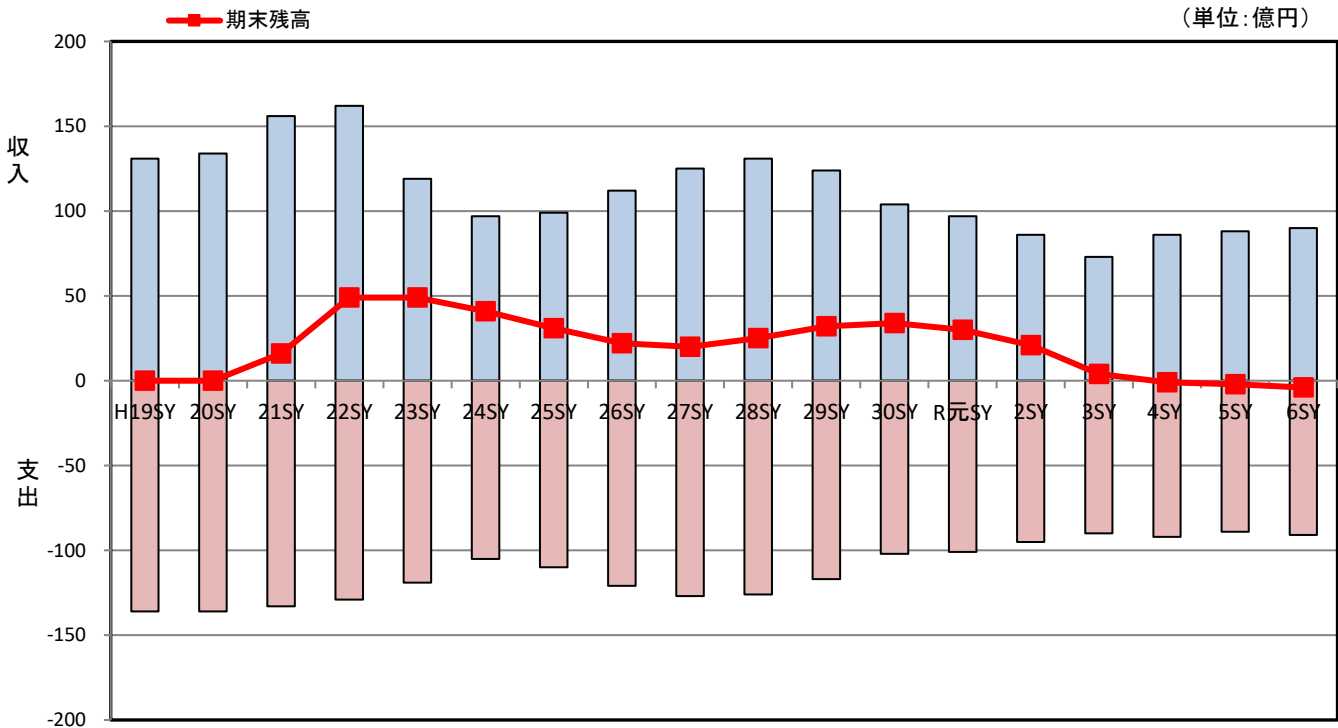
改善策

- 「てん菜方針」の決定 (R4年12月)
(R8SYに向けて国内産糖の交付対象数量を調整)
- 加糖調製品からの調整金の徴収 (H30年12月)
- 異性化糖調整金の運用見直し (R6年4月:調整金発生)
- 持続的な制度運営とするための適切な価格指標(指定糖調整率等)の設定 (随時)
- 甘味資源作物及び砂糖の生産関係者による効率化の取組 (継続)

9 ALICでん粉勘定の状況

- でん粉調整金の収入は近年、概ね90億円で推移。
- 令和6でん粉年度のでん粉調整金の収支については、令和5年でん粉年度と同様に、単年度収支は▲1億円程度に留まっており、累積赤字（期末残高）は▲4億円程度となる見込み。

○ でん粉の調整金収支の推移



注1) でん粉年度 (SY) とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。
注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。
注3) 19でん粉年度以降の各年度については、当該年度のばれいしょに係る国庫納付の確定額を反映。

○ でん粉の調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

でん粉年度(SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲5	▲5
20	▲2	▲7
21	23	16
22	33	49
23	0	49
24	▲8	41
25	▲10	31
26	▲9	22
27	▲2	20
28	5	25
29	7	32
30	2	34
R元	▲4	30
2	▲9	21
3	▲17	4
4	▲6	▲1
5	▲1	▲2
6(見込み)	▲1	▲4

資料：地域作物課調べ